

官報 号外 昭和四十一年五月二十日

号外 昭和四十一年五月二十七日

○第五十二回 会衆議院會議錄 第五十六号

昭和四十二年五月二十七日(金曜日)

釋迦四經 第三十回

午後二時開議

(內閣提出)

卷之三

### 第三 豊北管理事業田澤家(田舎者上)

改正する法律案(内閣提出)

○本田の会議に付した案件

參議院回付)

案(内閣提出)

## の確保に関する法律案(内閣提出)

## 日程第四 農林漁業團體職員共脩組合法等

卷之三

衆議院議長 山口喜久一郎

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び――は修正)

昭和四十一年五月二十七日 衆議院会議録第五十六号

## 失業保険法の一部を改正する法律案(参議院回付)

3 第三十八条の九の二第一項の申出をした者で あつて同項第一号の六月の最後の月が次の表の 上欄に規定する月であるものに対してそれぞれ 当該月の翌月以後四月の期間内において同条第 一項又は第三項の規定により支給すべき失業保 険金は、第三十八条の九の三第二号の規定にか かわらず、その者がそれぞれ同表の中欄に規定 する期間において雇用された日について納付さ れた保険料のうち、第一級の保険料がそれぞれ 同表の下欄に規定する日分以上の場合は第一級 の失業保険金の日額によるものとし、第一級の 保険料がそれぞれ同欄に規定する日分に満たな い場合は第二級の失業保険金の日額によるもの とする。				
	同年七月三十〇日まで	十四日分		
	同年八月三十一日まで	二十八日分		
	同年九月三十〇日まで	四十二日分		
	同年十月三十〇日まで	五十六日分		
	同年十一月三十〇日まで	七十四日分		
5 改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労 働被保険者が昭和四十一年五月一日以後におい て雇用された日に係る保険料について適用し、 日雇労働被保険者が同日前において雇用された 日に係る保険料の額及びその負担区分について は、なお從前の例による。				



添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十一條 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第十二條 政府は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第十三條 第十一条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、國を被告とする。

(争訟の方式)

第十四条 第十条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十一条第一項及び前条第一項の規定によることによってのみ争うことができる。

附則

2 1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 防衛施設法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のよう改正する。

第六 防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第二号)第三条から第五条までの規定による損失の補償に関する事項の規定による損失の補償に関する事項と。

第二は、防衛施設の運用により、住民の生活または事業活動が著しく阻害されている市町村が、

その障害緩和のため、民生安定施設の整備をかけるときは、国が補助することができるものとすること。

第三は、自衛隊等が使用する飛行場周辺住民のこうむる障害を軽減するため、国は、一定の区域に

内にある建物移転等の補償及び土地の買い入れができるものとすること。

第四は、障害防止工事または民生安定施設の整備を行なう地方公共団体等に対し、国は、資金の融通、あっせん、普通財産の譲渡等の援助につとめ、かつ、関係行政機関は、防衛施設周辺における生活環境及び産業基盤の整備につとめるものとすること。

第五は、自衛隊の航空機のひんぱんな離着陸等による障害の防止等のため所要の措置を定めるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失の補償について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、四月五日本会議において趣旨の説明及び質疑が行なわれ、同日本委員会に付託、四月六日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月二十六日、質疑を終了、討論に入り、日本社会党を代表して大出委員より反対の意見が述べられ、直ちに採決の結果、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案により、全会一致をもつて、民生安定施設の助成について、その対象とななる市町村の認定、対象施設の選定、補助率等につき特に配慮するとともに、都道府県についても、市町村のそれに準じ行政措置を講するよう配慮すべきである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○大出俊君 大だいま議題となりました防衛施設周辺の整備等に関する法律案に対し、日本社会党を代表して反対の討論を行ないます。

この法律案は、足かけ五年前に、全国一の基地県といわれる神奈川県、特に厚木基地周辺における爆音防止期成同盟の諸君等を中心とする方が、基地周辺民生安定法の名のもとに要求を起こし、全国の各基地団体、基地周辺に働きかけを行なったことは、その苦心を重ねた結果、

い、対政府要求として数々の苦心を重ねた結果、基地周辺民生安定法の要求とは似て非なる内容を持つ今回の政府提案となつたという経過があるわ

けであります。

いま、これらの運動推進の中心となつた方は、まことに複雑な気持ちでおられます。つまり、長年苦心を続け運動を積み重ねて、ようやく形は出てきたものの、はたしてこの法案を通すことによって基地周辺住民あるいはまた基地をかかえる自治体は一体救われることになるかどうかといふ疑問であります。さらに突っ込んで言えば、一つ間違うと、この法案を通すことによって基地周辺の住民はさらに不安と問題をふやすことになります。また、周辺住民、自治体にとりましては、適用地域の拡大、補助金のふくらみが逆に自治体財政を苦しめ、基地の実質的拡大、特に基地の恒久化につながることになるのではないかといふ、二律背反的な悩みがあるということになります。

そこで、私は、安保廃棄、基地撤去の社会党の方針に従い、基地の長期固定化の方向に進むこの法案には明確に反対の立場に立っておりますが、人の住んでいるところに基地が存在をするわけではありませんから、現実的な立場から、各団体の皆さんのが気持ちをくんで三日間にわたる詳細な論議を積み重ねてみたわけあります。その結果、この法案の内容は、民生安定法の推進に当たった皆さんの気持ちに立ってみましても、とうてい賛成

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長木村武雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○木村武雄君登壇

○木村武雄君 ただいま議題となりました防衛施設周辺の整備等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、防衛施設周辺対策を積極的に実施するため、その対策の基本を法律に定めようとすることでの、そのおもなる内容を申し上げますと、第一は、自衛隊等の特定の行為により生ずる障害を防止しまだは軽減するため、地方公共団体等が行なう工事については、國が補助するものとすること。

○議長(山口喜久一郎君) 討論の通告があります  
す。これを許します。大出俊君。

〔大出俊君登壇〕

○大出俊君 大だいま議題となりました防衛施設周辺の整備等に関する法律案に対し、日本社会党を代表して反対の討論を行ないます。

この法律案は、足かけ五年前に、全国一の基地県といわれる神奈川県、特に厚木基地周辺における爆音防止期成同盟の諸君等を中心とする方が、基地周辺民生安定法の名のもとに要求を起こし、全国の各基地団体、基地周辺に働きかけを行なったことは、その苦心を重ねた結果、

い、対政府要求として数々の苦心を重ねた結果、基地周辺民生安定法の要求とは似て非なる内容を持つ今回の政府提案となつたという経過があるわ

けであります。

いま、これらの運動推進の中心となつた方は、まことに複雑な気持ちでおられます。つまり、長年苦心を続け運動を積み重ねて、ようやく形は出てきたものの、はたしてこの法案を通すことによって基地周辺住民あるいはまた基地をかかえる自治体は一体救われることになるかどうかといふ疑問であります。さらに突っ込んで言えば、一つ間違うと、この法案を通すことによって基地周辺の住民はさらに不安と問題をふやすことになります。また、周辺住民、自治体にとりましては、適用地域の拡大、補助金のふくらみが逆に自治体財政を苦しめ、基地の実質的拡大、特に基地の恒久化につながることになるのではないかといふ、二律背反的な悩みがあるということになります。

そこで、私は、安保廃棄、基地撤去の社会党の方針に従い、基地の長期固定化の方向に進むこの法案には明確に反対の立場に立っておりますが、人の住んでいるところに基地が存在をするわけではありませんから、現実的な立場から、各団体の皆さんのが気持ちをくんで三日間にわたる詳細な論議を積み重ねてみたわけあります。その結果、この法案の内容は、民生安定法の推進に当たった皆さんの気持ちに立ってみましても、とうてい賛成

いたしかねるものであることが明確になった次第でございます。

厚木基地爆音防止期成同盟の皆さんは、この法案が提出されました直後の三月二十八日に同盟の特集号を発行されましたが、その内容はきわめて切実なものがあります。かつて、この間の事情をまとめてよく物語っていると言えるわけあります。

いわく、「いま政府最終案として登場したところのこの案を見ると、われわれの要望にはほど遠いものであることはもとよりのこと、当初原案からもかなり色あせたものになつてゐる。はたしてこの法律は、基地周辺住民の民生を安定させ、福祉の向上に寄与することになるであろうか。元来、基地周辺の住民の生活が真に安定し、健康で文化的な生活が保障されるためには、端的には基地がなくなることにある。しかしながら、それをこの法律に求ることはできない。何となれば、この法律は、基地の所在を前提とし、かつその維持運営の円滑化を目的とし、この目的の限りにおいて周辺住民の生活安定の策を講じようとしたものにはからぬからである。したがつて、この種の法律がたとえどのようにすぐれたものであつたにもせよ、航空機の墜落その他生命の危険感が絶無となり、戦争への危惧が払拭されない限り、われわれは基地移転の要求をやめるわけにはいかない。いわんや、この法律が数多くの不備と問題点を内包するにおいておきであります。」と、言つております。

さらに続けて、「かつて池田内閣は、一貫して、基地問題は法制措置によらず、ケース・バイ・ケースの行政措置で足りるとしてきたが、一昨年二月、同じ自民党の佐藤内閣が誕生し、わずか一年有余にして急転直下法制化に踏み切つたといふことは、一休どのようによく解すべきであらうか。それは言うまでもなく、四年後に迫った安保対策、その長期固定化の裏づけにあることは明らかであらう。とすれば、大幅な修正を実現しないときは、この法案は、基地周辺住民にとって一顧の価値も

ないものとして黙殺し去る」とまで問題を提起しております部分があるわけであります。

以上のことをき期成同盟の皆さんの中の主張は、人の暮らしの問題を見ると、われわれの要望にはほど遠いものであることはもとよりのこと、当初原案からもかなり色あせたものになつてゐる。はたしてこの法律は、基地周辺住民の民生を安定させ、福祉の向上に寄与することになるであろうか。元来、基地周辺の住民の生活が真に安定し、健康で文化的な生活が保障されるためには、端的には基地がなくなることにある。しかししながら、それをこの法律に求ることはできない。何となれば、この法律は、基地の所在を前提とし、かつその維持運営の円滑化を目的とし、この目的の限りにおいて周辺住民の生活安定の策を講じようとしたものにはからぬからである。したがつて、この種の法律がたとえどのようにすぐれたものであつたにもせよ、航空機の墜落その他生命の危険感が絶無となり、戦争への危惧が払拭されない限り、われわれは基地移転の要求をやめるわけにはいかない。いわんや、この法律が数多くの不備と問題点を内包するにおいておきであります。」と、言つております。

まず第一に、この法案の内容は、その大部分が、旧来地位協定に基づく特損法の規定により、あるいは予算措置により、見舞い金等の名称をもつて行なわれていたものを整理したというにすぎないわけであります。単に第四条及び第五条の一部に新たな措置が加えられている程度でございまして、その他の特に自衛隊の行為を合法化しようとして試みたまことに賛成いたしがたいものを含んでいるわけであります。

しかも、第四条とは、民生安定施設の助成といふ名の補助金でありまして、市町村が生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備を行なうときは、国はその費用の一部を補助することができる、というものです。つまり、具体的には、道路、排水、用水路、消防施設、開拓、老朽田の改修、畜産振興、かんがい施設などが考えられるわけであり、基地からこうむる被害として、住民の生活や産業活動が著しく阻害されていると、いう実態が救済の対象とされるのであります。何とその予算はわずかに五億円でしかないのです。つまり、二階から目薬式のまことにお詫にならぬ

についてであります。

これは、防衛施設庁長官は、政令で定める特定の航空基地周辺において住民のこうむる障害を軽減するために、周辺の一定区域を指定して、区域内にある建物、立ち木、その他の定着物の所有権者が、これを区域外に移転したり取り除いたりする場合には、国は、その所有権者や、所有権以外の権利、たとえば借地借家権等がありますが、それをもつとに移転料などを補償することができ、また、区域内の土地所有者が土地の買い上げを申し出たときは国が買い取ることができるとするものであります。これは単に旧来行なわれていた措置が、大蔵省は、現在基地の所在する市町村には、いわゆる基地交付金、正しくは国有提供施設等所在市町村助成交付金が交付されているので、新たな交付金を設けると二様になる、つまり、一つ間違えば交付金増額の大運動さえ起きかねないといふことで、助成補助金と名を変えたわけであります。ところが、さらにもまた問題が起きました。そこで、助成する仕事の性格によって、建設、農林、厚生各省が、行政の一元化ということで、各省に分割して予算をつけるというのであります。住民不在のなわ張り争いといわなければなりません。しかし、基地があるということは、明らかに国の責任であります。してみれば、基地周辺住民といふ限られた人たちが被害を受け負担をしなければならない理由は、どこにも存在いたしません。明らかに全額国庫負担が正しいのであります。にもかかわらず、これはほんの一都の補助金でしかないのです。あります。五億円の金があるばかりに、今後、全国の基地市町村は、金の取り合いのために骨身を削り、やつと何がしかの金の配分にあすかつたといたしましても、それはほんの一都の部なのであります。五億円の金があるばかりに、今後、これらの市町村財源を大幅に捻出しなければならぬ、こういう結果になるわけであります。しか

め、この財源がまた、基地によって苦しみ続けている住民の税金であることを考えるときに、こんなばかけた法案に一休だれが賛成をするのかといふべきではないのであります。(拍手) 別途大幅な基地交付金の増額があわせ考えられません限りは、基地住民の民生安定を真剣に考えた政治はどこにも存在しないわけであります。そこで、第五条の特定飛行場周辺移転の補償等に関する法律案は、基地周辺住民にとって一顧の価値も

メリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律により行なわれるわけであります。が、当初の原案では、現行の特損法は廃止をして、この法律一本立てとするはずがありました。特損法は、昭和二十八年にできたものでありますて、今日の実情に合わぬばかりでなく、本来新たな法律がつくられていなければならぬ性格のものでございますが、にもかかわらず、この九条、つまり自衛隊の行為による損失補償を特損法に逆に含ませたのであります。ここでもまた、住民の救済よりも、特損法廃止に伴う適用範囲の拡大、予算の増大等をおそれた政府の意図が読み取れるわけでございます。

特損法との第九条は、かくて同じものであり、救済の対象となる者はだれかといえば、「從来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者」であります。これらの者が事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。またその損害は「通常生ずべき損失」であることになります。まず戦争等の非常災害による損失の救済ではなく、救済の範囲もきわめて狭いことになり、商工業者、給料生活者、労働者その他の一般庶民については、いかに日常生活中において肉体的、精神的、経済的に基地による被害をこうむつておりますても、何ら救済の措置はないのです。措置を求めるうとすれば、民事法による損害賠償なり慰謝料請求なりの訴訟の提起以外に道がありません。この点はまさにこの制度上の致命的欠陥といわなければなりません。

旧米、神奈川県大和市等の補償対象となつたものは、進入正面下わざかに一キロの範囲。なお、補償金額の計算方式は、航空機一機一回分の離着陸の場合の騒音による農耕障害時間を一分半と見えて、それに一日の飛行回数平均と年間投入する平均労働量及び労賃単価を掛け合わせて算出するのであります。施設庁の大幅な減査定により、常方にその方式の十分の一にも満たないものであります。

特損法は、昭和二十八年にできたものでありますて、今日の実情に合わぬばかりでなく、本来新たな法律がつくられていなければならぬ性格のものでございますが、にもかかわらず、この九条、つまり自衛隊の行為による損失補償を特損法に逆に含ませたのであります。ここでもまた、住民の救済よりも、特損法廃止に伴う適用範囲の拡大、予算の増大等をおそれた政府の意図が読み取れるわけでございます。

特損法との第九条は、かくて同じものであり、救済の対象となる者はだれかといえば、「從

飛行機の騒音に巣いている農民が驚いて首をすくめる、とたんに手が休みになる、その時分などといふ。まさに、人間を対象にした計算ではなく、正気のさたとも思われないわけでございます。

これらの爆音調査もまた、本元の防衛庁が主体となつてやり、調査の際には基地に調査の場所等の打ち合わせに行くといふのでございますから、調査を知つて米軍は飛行機を飛ばすことを減したというはかけた実例さえあり、まさに子供達まし以外の何ものでもないわけであります。

その他、防音工事の助成等、第三条をはじめ、数え上げればまさに三日もかかることになります。

かつて池田内閣の方針を立法に踏み切った背景は、期成同盟の皆さんの特集号の内容を借りるまでもなく、明らかなるところであります。基地周辺住民の反対の声と運動の盛り上がりをこのことによつてよそかし防ごうといふのであれば、まことに笑止千万といわなければなりません。

ベトナム戦争の行くえを考えますときに、日本の安全と平和のために、旧来の行きがかりを捨てまして、安保廢棄、基地撤廃の方途を真剣に見出すべき努力を尽くすべきときであることを最後につけ加えまして、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて討論は終局いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

## 日程第二 官公需についての中小企業者の受

注の確保に関する法律案(内閣提出)  
○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案を議題といたします。

ビス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

右  
昭和四十一年四月十六日  
内閣総理大臣 佐藤 築作  
国会に提出する。

### 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出)

#### (目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることによつて、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、建設業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサー

#### (中止)

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よつて、本

2 この法律において「国等」とは、国及び公共企業体(日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。並びに公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第十九十九号)第一條に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)をいう。

(受注機会の増大の努力)  
第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たつては、予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るために努めなければならぬ。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成)



<p><b>(目的)</b></p> <p>第一条 農地管理事業団は、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化に資することとなるよう適正円滑に行なわることを促進するため、これに必要な業務を行なうことにより、農業構造の改善に寄与することを目的とする。 (定義)</p> <p>第二条 この法律において「農地」とは、採草放牧地とは、それぞれ、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。</p> <p>第三条 農地管理事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。</p> <p>(事務所)</p> <p>第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。</p> <p>第五条 事業団の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。</p> <p>第六条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加し任命する。</p>	<p><b>(登記)</b></p> <p>第一条 総則</p> <p>第二条 登記しなければならない。</p> <p>第三条 登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。</p> <p>第四条 (名称の使用制限)</p> <p>第五条 事業団でない者は、農地管理事業団といふ名称を用いてはならない。</p> <p>第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。</p> <p>第七条 第二章 役員及び職員</p> <p>(役員)</p> <p>第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。</p> <p>第九条 事業団は、監事一人を置く。</p> <p>第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。</p> <p>第十二条 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ うとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第十三条 理事長は、前項の規定により理事の解任認められるとき。</p> <p>第十四条 職務上の義務違反があるとき。</p> <p>第十五条 理事長は、前項の規定により理事の解任しよ うとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第十六条 事業団は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。</p> <p>第十七条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關しこの場合には、監事が事業団を代表する。(代理人の選任)</p> <p>第十八条 事業団の職員は、理事長が任命する。</p> <p>第十九条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。</p> <p>第二十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。</p> <p>一 農地、採草放牧地、未墾地又は附帯施設の売買又は交換のあつせんを行なうこと。</p> <p>二 農地、採草放牧地、未墾地又は附帯施設の貸付けを行なうこと。</p> <p>三 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の借受け及び借受けをした農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の貸付けを行なうこと。</p> <p>四 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の借受け及び借受けをした農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の貸付けを行なうこと。</p> <p>五 農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の借受け及び借受けをした農地若しくは採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の貸付けを行なうこと。</p> <p>六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。</p> <p>第七条 事業団が附帯施設について前項第一号から第五号まで(未墾地に係る附帯施設については、同項第一号及び第二号)に掲げる業務を行なうことができるのは、その附帯施設に係る農地、採草放牧地又は未墾地についてのこれらの各号に掲げる業務とあわせてその附帯施設に係るこれら各号に掲げる業務を行なう場合に限るものとする。</p> <p>第二十一条 事業団は、農林大臣が次条の規定により指定した業務実施地域の区域(その区域が</p>
---	---

第一二三條の規定により変更されたときは、その変更後の区域内にある農地、採草放牧地又は未墾地及びその農地、採草放牧地又は未墾地に係る附帯施設につき、前条第一項第一号から第五号まで（未墾地及び未墾地に係る附帯施設については、同項第一号及び第二号）に掲げる業務を行なうものとする。

第二十二条 農林大臣は、都道府県知事の申出に基づき、一定の区域を事業団の業務実施地域として指定するものとする。

都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、関係市町村に協議し、かつ、都道府県農業會議の意見をきかなければならぬ。

第一項の規定による指定は、國土資源の総合的な利用の見地からみてその区域内における土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められる農業地域で、その区域内における農地保有の合理化等農業構造の改善を図るためにその区域内にある農地、採草放牧地又は未墾地についての権利の取得を適正円滑にすることが特に必要と認められるものについて、するものとする。

第二十三条 農林大臣は、都道府県知事の申出に基づき、事業団の業務実施地域の区域を変更することができる。

前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第三項中「その区域内」とあるのは、「その変更後の区域内」と読み替えるものとする。

第二十四条 農林大臣は、事業団の業務実施地域が第二十二条第三項の指定の要件に適合しなくなつたときは、都道府県知事の意見をきき、その後の指定を解除するものとする。

第二十二条第四項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

第二十六条 事業団の業務は、農業を営む個人又は農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この条において同じ。）で、その農業經營を次に掲げる經營することを目標として改善するため農地、採草放牧地若しくは未墾地を取得し、又は農地若しくは採草放牧地を借り受けようとするもののその取得又は借受けを促進するように行なわなければならない。

第一農業を営む個人にあつては、農業基本法（昭和三十六年法律第二百二十七号）第十五条に規定する自立經營

二 農業生産法人にあつては、その常時従事者（農地法第二条第七項第二号に規定する常時従事者をいう。）たる構成員が、正常な能率を発揮しながら就業し、かつ、他産業従事者と均衡する所得を確保することができる經營（貸付金の利率、償還期間及び償還方法）

三 第二十七条 第二十一条第一項第二号の規定による貸付金に係る農地若しくは採草放牧地又は貸付金に係る未墾地を農地若しくは採草放牧地としたもの全部又は一部が当該借受人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合（土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）による交換分合によつてその土地が当該借受人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合その他農林省令で定める場合を除く。）

五 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がないで貸付けの条件に違反した場合

事業団は、前項各号に掲げる場合のほか、農地又は採草放牧地ことに貸付金の貸付けを受けた者又はその一般承継人（農林省令で定めるものを除く。）が現に耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、当該貸付金に係る農地若しくは採草放牧地又は当該貸付金の貸付けを受けた者（その一般承継人を含む。）は、三十年以内とし、その償還は、元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子について準用する。この場合において、同条第三項中「その区域内」とあるのは、「その変更後の区域内」と読み替えるものとする。

以下「借受人」といふ。）は、いつでも繰上償還をすることができる。

第二十八条 事業団は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかるわざず、当該借受人に對し、いつでも貸付金の全部又は（貸付金の一時償還）

一部につき、一時償還を請求することができるので、又は使用されたため当該一定割合を乗じてある。

一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したことによる通知に關し必要な措置は、政令で定める。

二 貸金の支払を怠つた場合

三 貸付金に係る未墾地の全部又は一部を貸付けの条件で定める農地若しくは採草放牧地とすべき時期までに農地若しくは採草放牧地としなかつた場合又は当該時期までに農地若しくは採草放牧地としないことが明らかとなつた場合

四 貸付金に係る農地若しくは採草放牧地又は貸付金に係る未墾地を農地若しくは採草放牧地としたもの全部又は一部が当該借受人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合（土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）による交換分合によつてその土地が当該借受人の耕作又は養畜の事業に供されなくなつた場合その他農林省令で定める場合を除く。）

五 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がないで貸付けの条件に違反した場合

事業団は、前項各号に掲げる場合のほか、農地又は採草放牧地ことに貸付金の貸付けを受けた者又はその一般承継人（農林省令で定めるものを除く。）が現に耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、当該貸付金に係る農地若しくは採草放牧地又は当該貸付金の貸付けを受けた者（その一般承継人を含む。以下「買受人」といふ。）とあるのは「第二十条第一項第三号を除く。」及び前条の規定による利子につき当該各年支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）によるものとする。ただし、当該先渡しを受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部に對する。ただし、当該先渡しを受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部に對する。

第六十条 第二十一条第一項第三号の規定による渡しの対価（以下この条において「対価」といふ。）の支払は、支払期間（据置期間を含む。）三十年以内、利率年三分の元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）によるものとする。

第二十九条 事業団は、災害その他のやむを得ない理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができる。

第三十条 第二十一条第一項第三号の規定による渡しの対価（以下この条において「対価」といふ。）の支払は、支払期間（据置期間を含む。）三十年以内、利率年三分の元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）によるものとする。ただし、当該先渡しを受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部に對する。

第三十一条 事業団は、灾害その他の法律により農地又は採草放牧地を収用され、又は使用されたため当該一定割合を乗じて得た面積を下ることとなつた場合その他農林省令で定める場合は、この限りでない。

第三十二条 事業団は、灾害その他の法律により農地又は採草放牧地を収用され、又は使用されたため当該一定割合を乗じて得た面積を下ることとなつた場合その他農林省

の他の法律により農地又は採草放牧地を収用され、又は使用されたため当該一定割合を乗じて得た面積を下ることとなつた場合その他農林省令で定める場合は、この限りでない。

第三十三条 事業団は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかるわざず、当該借受人に對し、いつでも貸付金の全部又は（貸付金の一時償還）

二 貸付金に係る農地若しくは採草放牧地とし得たものとの面積と当該貸付けを受けた者がその貸付けを受けた時ににおいて耕作又は養畜の事業に供していいた農地又は採草放牧地の面積との合計に係る未墾地を農地若しくは採草放牧地としたものによる売渡しに係る農地又は採草放牧地と、

三 同条第一項中「貸付金の貸付けを受けた者」と、「当該借受人」とあるのは「当該買受人」と、「貸付金に係る農地若しくは採草放牧地又は貸付金に係る未墾地を農地若しくは採草放牧地としたもの」とあるのは「第二十条第一項第三号の規定による売渡しに係る農地又は採草放牧地」と、

四 「貸付けの条件」とあるのは「完渡しの条件」と、同条第一項中「貸付金の貸付けを受けた者」とあるのは「第二十条第一項第三号の規定による売渡しに係る農地又は採草放牧地」と、



7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九  
条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び  
義務)の規定は、前項の規定により委託を受け  
た銀行又は信託会社について適用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもの  
のほか、債券に関する必要な事項は、政令で定め  
る。

#### (政府の保証)

第四十三条 政府は、法人に対する政府の財政援  
助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二  
十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議  
決を経た金額の範囲内において、事業団の長期  
借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行  
等からの外資の受入に関する特別措置に関する  
法律昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規  
定に基づき政府が保証契約をすることができる  
債務(債務を除く。)について保証することができる。

#### 官 報 号 外

#### 報

第四十四条 事業団は、毎事業年度、長期借入金  
及び債券の償還計画をたてて、農林大臣の認可  
を受けなければならない。

#### (償還計画)

第四十五条 政府は、予算の範囲内において、事  
業団に対し、その業務に要する費用の一部に相  
当する金額を交付するものとする。

#### (余裕金の運用)

第四十六条 事業団は、次に掲げる方法による場  
合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはな  
らない。

一 国債その他農林大臣の指定する有価証券の  
取得

二 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定  
する金融機関への預金又は郵便貯金

(財産の処分等の制限)  
第四十七条 事業団は、農林省令で定める重要な  
財産を譲り渡し、交換し、又は担保に供しよう  
とするときは、農林大臣の認可を受けなければ  
ならない。ただし、第二十条第一項第三号の規

定による農地若しくは採草放牧地又はこれらに  
係る附帯施設の交換及び売渡し並びに同項第五  
号の規定による信託の受けをした農地若しく  
は採草放牧地又はこれらに係る附帯施設の売渡  
しをしようとするときは、この限りでない。

第十八条 事業団は、その役員及び職員に対する  
給与及び退職手当の支給の基準を定めようと  
するときは、農林大臣の承認を受けなければな  
らない。これを変更しようとするときも、同様  
とする。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第十九条 この法律及びこれに基づく政令に規  
定するもののほか、事業団の財務及び会計に關  
する必要な事項は、農林省令で定める。

(農林省令への委任)

第四十九条 この法律及びこれに基づく政令に規  
定するもののか、事業団の財務及び会計に關  
する必要な事項は、農林省令で定める。

#### 第五章 監督

第五十条 事業団は、農林大臣が監督する。

第五十一条 事業団は、農林大臣は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、事業団若しくは  
に属す監督上必要な命令をることができる。

(報告及び検査)

第五十二条 事業団は、農林大臣は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、事業団若しくは  
業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)  
に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその  
職員に事業団若しくは受託者の事務所に立ち入  
り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要  
な物件を検査させることができる。ただし、受託  
者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第五十三条 事業団は、農林大臣は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、事業団若しくは  
に属す監督上必要な命令をることができる。

(報告及び検査)

第五十四条 事業団は、農林大臣は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、事業団若しくは  
業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)  
に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその  
職員に事業団若しくは受託者の事務所に立ち入  
り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要  
な物件を検査させることができる。ただし、受託  
者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第五十五条 事業団は、農林大臣は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、事業団若しくは  
に属す監督上必要な命令をることができる。

(報告及び検査)

第五十六条 事業団は、農林大臣は、この法律を施行するた  
め必要があると認めるときは、事業団若しくは  
に属す監督上必要な命令をることができる。

(解散)

第五十二条 事業団の解散については、別に法律  
で定める。

(事業団に対する農地又は採草放牧地の権利移  
動の通知義務等)

第五十三条 事業団の業務実施地域の区域内にあ  
る農地又は採草放牧地の所有者は、その農地又  
は採草放牧地について、所有権を移転し、又は  
地上権、永小作権、質権、使用貸借による權  
利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目  
的とする権利を設定しようとするときは、農林  
省令で定めるところにより、あらかじめ、当該  
農地又は採草放牧地の所在の場所及び面積、當  
該権利の種類その他の農林省令で定める事項を書  
面で事業団に通知しなければならない。ただし  
し、農地を農地以外のものにするため又は採草  
放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)  
にするためこれらの土地について当該権利を移  
転し、又は設定しようとする場合、当該権利の  
移転又は設定を受けようとする者が國、都道府  
県又は事業団である場合その他の農林省令で定め  
る場合は、この限りでない。

第五十四条 事業団は、前項の規定による通知を受けた場  
合において、第二十六条に規定する者がその農  
業経営を改善するため当該通知に係る農地又は  
採草放牧地を取得し、又は借り受けが必要があ  
ると認められるときは、その必要と認められる  
理由を示して、当該通知をした者に対し、当該  
農地若しくは採草放牧地をその第二十六条に規  
定する者に對して譲り渡すようあつせんを行な  
いたい旨又は当該農地若しくは採草放牧地を事  
業団が買い入れ、若しくは借り受けたい旨の申  
出を書面であるものとする。

第五十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第  
二十四号)及び政令で定めるその他の法令につ  
いては、政令で定めるところにより、事業団を  
国の行政機関とみなして、これらの法令を準用  
する。

第五十六条 第五十二条第一項の規定による報告  
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の  
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し  
た場合には、その違反行為をした事業団又は受  
託者たる金融機関の役員又は職員は、三万円以  
下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号の一に該当する場合には、  
その違反行為をした事業団の役員は、三万円以  
下の過料に処する。

一 この法律により農林大臣の認可又は承認を  
受けなければならない場合において、その認  
可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記

だし、事業団から前項の申出をしない旨の通知  
があつた後は、この限りでない。

(大蔵大臣との協議)

第五十八条 大蔵大臣は、次に掲げる場合には、  
大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項若しくは第二項、第三十  
七条第一項、第三十九条、第四十二条第一  
項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十  
九条又は第四十七条の規定による認可をしよ  
うとするとき。

二 第三十七条第二項、第四十七条又は第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

三 第四十一条第一項又は第四十八条の規定によ  
る承認をしようとするとき。

四 第四十六条第一号又は第二号の規定による  
指定をしようとするとき。

五 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

六 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

七 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

八 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

九 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十一 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十二 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十三 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十四 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十五 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十六 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十七 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十八 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

十九 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

二十 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

二十一 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

二十二 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。

二十三 第三十三条第一項若しくは第二項、第四十  
九条の規定により農林省令を定めようとする  
とき。



の次に次のように加える。

農地管理事業団	農地管理事業団法
(昭和四十一年法律第号)	(昭和四十一年法律第号)

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に「農地管理事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十 農地管理事業団が農地管理事業団法(昭和四十一年法律第二百二号)第二十条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動

産 第三百四十八条第二項第二号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に「農地管理事業団」を加え、同項第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五 農地管理事業団が農地管理事業団法第二十条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

附則第五十四項の次に次の二項を加える。  
(農地管理事業団のあつせん等による土地の取得得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

55 農地管理事業団法第二十条第一項第一号の規定による売買のあつせんにより土地を取得した場合(当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得した場合に限る。)及び同項第三号の規定による売渡しにより土地を取得した場合(当該取得の対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法による場合に限る。)における当額土地の取得に対する課する不動産取得税の課税標準の算定について、当該取得が昭和四十四年三月三十日までに行なわれたときに限り、当該交換によって失つた土地の価格に相当する額を価格から控除するものとする。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第十六条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七条)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「八郎潟新農村建設事業団」の下に「農地管理事業団」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三条)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農地管理事業団の指導監督を行なうこと。

第十条第二項中「第三号」を「第三号の二」に改める。

理由

最近における農業の動向にかんがみ、農業構造の改善を図るために、農地等に係る権利の取得が農業經營の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に

行なわれることを目的として、その促進に必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条・第五十三条の二」に改める。

第十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

昭和四十一年四月一日  
内閣総理大臣 佐藤 栄作

右  
国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

昭和四十一年四月一日

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給	与	月	額
一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満	九、五〇〇円未満	九、五〇〇円未満
二級	九、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満	一〇、〇〇〇円未満	一〇、〇〇〇円未満
三級	一〇、〇〇〇円	一〇、五〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満	一一、〇〇〇円未満	一一、〇〇〇円未満
四級	一一、〇〇〇円	一一、五〇〇円以上	一二、〇〇〇円未満	一二、〇〇〇円未満	一二、〇〇〇円未満
五級	一二、〇〇〇円	一二、五〇〇円以上	一三、〇〇〇円未満	一三、〇〇〇円未満	一三、〇〇〇円未満
六級	一三、〇〇〇円	一三、五〇〇円以上	一四、〇〇〇円未満	一四、〇〇〇円未満	一四、〇〇〇円未満
七級	一四、〇〇〇円	一四、五〇〇円以上	一五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
八級	一五、〇〇〇円	一五、五〇〇円以上	一六、〇〇〇円未満	一六、〇〇〇円未満	一六、〇〇〇円未満
九級	一六、〇〇〇円	一六、五〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満	一七、〇〇〇円未満	一七、〇〇〇円未満
十級	一七、〇〇〇円	一七、五〇〇円以上	一八、〇〇〇円未満	一八、〇〇〇円未満	一八、〇〇〇円未満
十一級	一八、〇〇〇円	一八、五〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満	一九、〇〇〇円未満	一九、〇〇〇円未満
十二級	一九、〇〇〇円	一九、五〇〇円以上	二〇、〇〇〇円未満	二〇、〇〇〇円未満	二〇、〇〇〇円未満
十三級	二〇、〇〇〇円	二〇、五〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満	二一、〇〇〇円未満	二一、〇〇〇円未満
十四級	二一、〇〇〇円	二一、五〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満	二二、〇〇〇円未満	二二、〇〇〇円未満
十五級	二二、〇〇〇円	二二、五〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満	二三、〇〇〇円未満	二三、〇〇〇円未満
十六級	二三、〇〇〇円	二三、五〇〇円以上	二四、〇〇〇円未満	二四、〇〇〇円未満	二四、〇〇〇円未満
十七級	二四、〇〇〇円	二四、五〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満	二五、〇〇〇円未満	二五、〇〇〇円未満
十八級	二五、〇〇〇円	二五、五〇〇円以上	二六、〇〇〇円未満	二六、〇〇〇円未満	二六、〇〇〇円未満
十九級	二六、〇〇〇円	二六、五〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満	二七、〇〇〇円未満	二七、〇〇〇円未満
二十級	二七、〇〇〇円	二七、五〇〇円以上	二八、〇〇〇円未満	二八、〇〇〇円未満	二八、〇〇〇円未満
二十一級	二八、〇〇〇円	二八、五〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満	二九、〇〇〇円未満	二九、〇〇〇円未満
二十二級	二九、〇〇〇円	二九、五〇〇円以上	三〇、〇〇〇円未満	三〇、〇〇〇円未満	三〇、〇〇〇円未満
二十三級	三〇、〇〇〇円	三〇、五〇〇円以上	三一、〇〇〇円未満	三一、〇〇〇円未満	三一、〇〇〇円未満
二十四級	三一、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三二、〇〇〇円未満	三二、〇〇〇円未満	三二、〇〇〇円未満
二十五級	三二、〇〇〇円	三二、五〇〇円以上	三三、〇〇〇円未満	三三、〇〇〇円未満	三三、〇〇〇円未満
二十六級	三三、〇〇〇円	三三、五〇〇円以上	三四、〇〇〇円未満	三四、〇〇〇円未満	三四、〇〇〇円未満
二十七級	三四、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三五、〇〇〇円未満	三五、〇〇〇円未満	三五、〇〇〇円未満
二十八級	三五、〇〇〇円	三五、五〇〇円以上	三六、〇〇〇円未満	三六、〇〇〇円未満	三六、〇〇〇円未満
二十九級	三六、〇〇〇円	三六、五〇〇円以上	三七、〇〇〇円未満	三七、〇〇〇円未満	三七、〇〇〇円未満
三十級	三七、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	三八、〇〇〇円未満	三八、〇〇〇円未満	三八、〇〇〇円未満
三十一級	三八、〇〇〇円	三八、五〇〇円以上	三九、〇〇〇円未満	三九、〇〇〇円未満	三九、〇〇〇円未満
三十二級	三九、〇〇〇円	三九、五〇〇円以上	四〇、〇〇〇円未満	四〇、〇〇〇円未満	四〇、〇〇〇円未満
三十三級	四〇、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四一、〇〇〇円未満	四一、〇〇〇円未満	四一、〇〇〇円未満
三十四級	四一、〇〇〇円	四一、五〇〇円以上	四二、〇〇〇円未満	四二、〇〇〇円未満	四二、〇〇〇円未満
三十五級	四二、〇〇〇円	四二、五〇〇円以上	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満	四五、〇〇〇円未満
三十六級	四五、〇〇〇円	四五、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満	五〇、〇〇〇円未満	五〇、〇〇〇円未満
三十七級	五〇、〇〇〇円	五〇、五〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満	五八、〇〇〇円未満	五八、〇〇〇円未満
三十八級	五八、〇〇〇円	五八、五〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満	六二、〇〇〇円未満	六二、〇〇〇円未満

年金を受ける権利を有していなかつたその他の者及び再び組合員となつていた者については、「障害年金」を減額退職年金及び障害年金に改める。

第二名

**第二条** 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

(事業の委託)  
第五十三条の二  
組合は、前条に規定する事業

の一部を農業協同組合連合会その他の農林大臣の指定する者に委託することができる。

2 前項の農林大臣の指定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該事業を行なうことができる。

第六十二条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

2 第七十三条に次の二項を加える。

第七十二条第一項中「第七十条第三号」を「第

第七十条第一項第三号」に改める。

しくは第五十三条の二第一項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に付し

に、「組合の事務所」を「組合若しくは受託者の事務所若しくは事業場」に改め、同項に次のた

だし書を加える。

の範囲内に限る。

くは財産又は受託者の当該受託に係る業務若し  
くは財産」に、「組合に対して」を「組合又は受託

者に對して」に改める。  
第八十一条第四号中「第七十条」を「第七十条  
第一項一二文つゝ。

〔第一項〕に依る。  
（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

**附則第八条中「第三十七条の二第二項」を第三十七条の三第一項に改める。**





す。この条件の悪い農地を事業団が先買権で買取つても、これを買ひ受ける農家があるかどうか、全く疑問とせざるを得ないであります。農村の実態をよく御存じない方々の構想でありますから、これで経営規模の拡大が大いに進むと思われるなどは、まさに白昼の夢と申すべきであります。(拍手)

経営規模拡大が進まないのは農地の制度の關係ではないであります。農地の価格が高い、農畜産物の値段が不安定だ、農業資材が高い、農地の集団化や土地改良費の負担が重い、生産費が増大するので中・上層の農家まで出かせざをする、零細兼業農家は出かせぎ先の雇用が不安定で賃金も低く、社会保障制度もきわめて不十分であり、このため農地に対する執着が非常に強いなどなどが積み重なつて規模拡大が進まないのであります。しかも、最近の経済不況による相次ぐ中小企業の倒産などのため、一度離村した農民が失職をして再び農村へ還流するという現象がふえているのが現状であります。このように農家が經營を伸ばす条件がない、また零細兼業農家も農地を手放さないといふ現状をそのままにして、農地管理事業団をつくつて無理に農地の流動化を進めようとしても、何ら実効があがらないのみか、かえつて農村の社会、経済にゆがみをもたらす結果を招くであります。(拍手)

反対の第二点は、売買価格についてであります。事業団の農地売買価格は時価主義であります。現在農地価格は、水田の場合十アール二十万円から三十万円であります。このような高い地価の農地では経営は成り立たないのであります。法案によれば、事業団が融資する取得資金は年利三分、償還期限三十年でありますから、元利均等償還金は十アール当たり年に約一万円から一万五千円であります。粗収入の半分近い金額を支払わなければなりません。これでは農家経営が成り立た

ないことは明白であります。とすれば、立場の弱い零細農家に対して農地を安く手放せという行政がとられるることは必定であります。この法案が貧農に對して心理的、経済的圧迫を加えて、小農の離村を強制する結果になることは火を見るより明らかであります。

第三に、離農を強制される小農に対する離村対策が全く欠けている点であります。

農地の付帯施設は買い取るが、農家の宅地、建物、農機具等々を買い取らないといふのは、小農の立場を全く無視するものであります。農地を失つた農村の家屋、農機具等は、ほとんど価値を失つたものとなるであります。この草案は、小農の財産を無価値同然のものにする法案であるとさえいえるのであります。しかも、離農年金、離農手当、あるいは再就職のための有給職業訓練も考えようとしている。これが小農切り捨て政策でなく、社会保険制度もきわめて不十分であり、このため農地に対する執着が非常に強いなどなどが積み重なつて規模拡大が進まないのであります。

最後に強調いたしたいのは、資本主義社会における資本家中心の経済機構のもとにおいては、いかような農地制度を立てましても、それは農業発展の基盤にはなり得ないということであります。

政府は、眞に日本農業の近代化と農家経済の向上確立を意図するならば、第一に、日本農業の基本的、総合的、しかも長期的な政策を樹立、実行すべきであります。まず、今後十年間を一期として、国民食糧の需要供給計画と及びその作目別国内生産計画と国内自給目標を策定し、少なくとも米、肉、野菜などは完全国内自給として、その他を含めて国内食糧の総合自給度八五%程度の確保を目標としてあらゆる施策を講ずべきであります。

以上を基本として農用地の拡大、土地基盤の整備、栽培技術、経営技術の指導体制の拡充等を全額国庫負担で推進し、経営規模拡大のために社会保障制度の拡充等、農村における社会、経済体制の根本的改善をはかるべきであります。

しかるに、政府の農政にはこれらのが基本がないであります。政策の中心がない、全くの場当たり農政であります。食糧が足りなくなつたら輸入すればいいという政策であります。政治の最高の目的は全國民に十分食べさせることであります。そのためには、国民の食糧は国内において可能な最大限を生産し、供給することを農業の基本とすべきであります。

坂田農林大臣は、去る三月一日、四十年度農業白書に関するわが党湯山勇議員の質問に対し「日本の農業基本法は絶対間違っていない、したがつて、それにに基づく施策は適正である」との趣旨の答弁をなされております。私は、日本の農業基本法は全くくだらないと思うであります。なぜならば、この基本法には基本が欠けております。背骨が抜けております。この基本法は、西ドイツの農業法をお手本にしてつくったそであります。が、そのお手本には、第一条の冒頭に、「農業が國民に最善の形で食糧を供給することを確実に守る」ことを規定しております。これこそ農業の基本であります。坂田農林大臣が絶対間違っていないと力説される日本の農業基本法のどこにこの基本がうたわれておりますか。(拍手)どこにもこの農業法をお手本にしてつくったそであります。が、そのお手本には、第一条の冒頭に、「農業が國民の食糧を最善の形で供給することを守らないことを基本とする日本の農政は、外國からの食糧の輸入を基本としているわけであります。国内農業が国民の食糧を最善の形で供給することを守らないことを基本とする日本の農政は、外國からの食糧の輸入を基本としているわけであります。

このよほな政策を强行しようとする總理大臣、農林大臣をいただく日本の農民はまことに不幸であり、まことに悲惨であります。このよほな農業政策が、わが党主張のことく根本的には正されない限り、いかに農地政策をもてあそんでも、日本農業の発展と農家経済の向上はあり得なことを強調いたしまして、反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて討論は終局いたしました。

これまでより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

これまでより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

これまでより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。





壳公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社)並びに政令で定める公庫及び法人をいふ。

2 国および公共企業体、公庫等が契約を締結するにあたつては、予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならないこととし、この場合において、中小企業者の組合を契約の相手方として活用するよう配慮する。

3 国は、毎年度、官公需契約に関する、中小企業の受注機会の増大を図るために方針を作成し、閣議決定を経てその方針の要旨を公表する。

4 各省各庁の長等は、毎年度終了後、官公需契約の実績の概要を通商産業大臣に通知することとし、通商産業大臣及び中小企業者の行なう事業の主務大臣は、各省各庁の長等に対して中小企業者の受注機会を増大するために必要と認められる措置を講ずるよう要請することができる。

5 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるべきこととする。

6 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図るための措置として、有効適切なものと認めるが、契約にあたつて予算の公正かつ効率的な使用については予算の適正な使用に改めるより別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十一年五月二十六日  
商工委員長 天野 公義  
衆議院議長 山口喜久一郎殿  
〔別紙〕  
（小字及び一は修正）

**第三条** 国等は、国等を当事者的一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たつては、予算の<sup>修正</sup>公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならないこととする。

その他の業務の給付又は物件の納人に對し国等が對価の支払をすべきもの（以下「國等の契約」という。）を締結するに當たつては、予算の<sup>修正</sup>公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めなければならないこととする。

六 本法の趣旨並びに官公需契約の手続・方法等について、関係中小企業者に對しその周知徹底を図ること。

**四 中小企業向け官公需発注を推進するため、中央及び地方における官公需確保対策についての施設の整備拡充を図ること。**

五 中小企業者の受注の確保について、地方公共団体を適切に指導するとともに、その施策の実施状況の把握に努めること。

六 本法の趣旨並びに官公需契約の手続・方法等について、関係中小企業者に對しその周知徹底を図ること。

**農地管理事業団法案(内閣提出)に関する報告書**

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業の動向にかんがみ、農業構造の改善を図るため、農地等に係る権利の取得が農業経営の規模の拡大、農地の集團化その他農地保有の合理化に資することとなるように適正円滑に行なわれることを目的として、その促進に必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 事業団の組織等

事業団は、全額政府出資の法人とし、その資本金を一億円として、政府は必要に応じて追加して出資することができる。また、事業団の役員は、理事長一人、理事三人以内、監事一人として、その職務、任免その他に關する規定を設けたこと。

二 工事の発注・物件の購入等に際し、みだりに大手業者を指名することがないよう、資格基準・指名基準の運用について遺憾なきを期すること。

三 中小企業者の官公需確保の拡充策を講ずるため、中小企業政策審議会に官公需確保に關する小委員会を設けること。

四 業務執行の方針

事業団の業務は、自立經營になることを目標として農業經營を改善しよろとする農家又はこれに準する農業生産法人の農地等の取得又は借受けを促進するように行なわなければならぬものとする。

5 貸付金及び売渡し対価の償還条件その他

事業団の貸付金及び売渡し対価支払の償還条件は、利率年三分、償還期間三十年以内の元利均等年賦償還とし、一定の場合には一時償還及び償還の猶予の規定を設け、農地等を充り渡す場合は、一定の基準により買戻しを行なうこととするほか、農地等の信託に係る信託法の特例、地方公共団体及

びにこれらの取得に必要な資金の貸付け、(iv)農地、採草放牧地又は附帯施設の買入、交換及び売渡し並びにこれらの借受け及び貸付け、(v)農地、採草放牧地又は附帯施設の貸付け及び売渡しの信託の引受け等の業務を行なうこととする。

二 業務の範囲

事業団は、(i)農地、採草放牧地、未墾地又は附帯施設の売買又は交換のあつせん並

び農林中央金庫等の金融機関に対する業務の委託等について規定を設けたこと。

(三) 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成して当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けることとし、また、農林大臣の認可を受けて長期、短期の借入金をすることができることとするほか、政府は、予算の範囲内において事業団の業務に要する費用の一部に相当する金額を交付するものとすること。

(四) 事業団の監督  
農林大臣は、事業団に対し、この業務に必要な命令をできるものとし、報告徴収及び立入検査の権限を有するものとすること。

(五) その他

1 事業団の業務実施地域内にある農地又は採草放牧地について所有権を移転し又は貸借権を設定しようとする所有者は、その旨をあらかじめ事業団に通知しなければならないものとし、事業団は、必要があると認めるとときは、その通知をした者に対し、自立經營になることを目標として經營の改善をしようとする農家等に譲り渡すようあつせんを行ない、又はその農地若しくは採草放牧地を買入れる等の由出をするものとすること。

2 事業団の業務に関する農地法の特例を設け、事業団の行なう農地等の買入れ売渡し及び借受け貸付けについては、許可を要しないこととし、事業団が農地等を借り受

け、これを貸付けた場合には小作地の所有制限を適用せず、また、事業団が一方の当事者となつてある貸貸借についても、更新新規約の拡大に資するようにより、

拒否等の際の許可是不要とするものとすること。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、農地管理事業団を設立し、この事業団をして、農地等の権利の取得等が、農業經營の規模の拡大に資するようにより、

自立經營農家の育成等を図るうとするものであつて、適切なものと認めるが、条文整理のため別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算に農地管理条例事業団の運営に必要な経費として四億円、同出資金一百九十余万円が計上され、別に財政投融資として四十億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年五月二十六日

農林水産委員長 中川 俊思

衆議院議長 山口 喬久一郎殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

## 附 則

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「八郎潟新農

村建設事業団」の下に「農地管理条例事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の二号を加える。

二十 農地管理条例事業団が農地管理条例事業団法(昭和四十一年法律第一号)第二十条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動

産のうち同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法によつた額の割合を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額を

価格から控除するものとする。

五百四十九項の次に次の二項を加える。

二の五 農地管理条例事業団が農地管理条例事業団法第二十条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

附則第五八五項の次に次の二項を加える。

(農地管理条例事業団のあつせん等による土地の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

規定による充買のあつせんにより土地を取得した場合(当該取得に要した資金の額のうち政令で定める額につき同項第二号の規定による資金の貸付けを受けて取得した場合に限る。)及び同項第三号の規定による充渡しにより土地を取得した場合(当該取得の対価の額のうち政令で定める額の支払が同法第三十条第一項に規定する元利均等年賦支払の方法による場合に限る。)における当該土地の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和四十四年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該土地の価格に相当する額を価格から控除するものとする。

(農林省設置法の一部改正)

第十七条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 農地管理条例団の指導監督を行なう」と。

第十一条第一項中「第三号」を「第三号の二」に改める。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第十七七条を削る。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書



第二十一級	五六、〇〇〇円
第二十二級	六〇、〇〇〇円
第二十三級	六四、〇〇〇円
第二十四級	六八、〇〇〇円
第二十五級	七二、〇〇〇円
第二十六級	七六、〇〇〇円
第二十七級	八〇、〇〇〇円
第二十八級	八五、〇〇〇円
第二十九級	九〇、〇〇〇円
第三十級	九五、〇〇〇円
第三十一級	一〇〇、〇〇〇円
第三十二級	一〇五、〇〇〇円
第三十三級	一一〇、〇〇〇円
五四、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円未満
五八、〇〇〇円以上	五六、〇〇〇円未満
六二、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
六六、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
七〇、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
七四、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
七八、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
八二、五〇〇円未満	八二、五〇〇円未満
八七、五〇〇円未満	八七、五〇〇円未満
九二、五〇〇円未満	九二、五〇〇円未満
九七、五〇〇円未満	九七、五〇〇円未満
一〇二、五〇〇円未満	一〇二、五〇〇円未満
一〇七、五〇〇円未満	一〇七、五〇〇円未満
一一〇、〇〇〇円以上	一一〇、〇〇〇円以上

第二十三条の二第一項及び第二項中「退職年金」の下に「又は減額退職年金」を加える。

第二十七条第一項中「退職年金を受けている者」を「退職年金を受ける権利を有する者」に改める。

第二十七条の二第六項中「前条第一項」を「第

三十七条第一項」に改め、同条を第三十七条の三とし、第三十七条の次に次の一条を加える。

(減額退職年金)

第三十七条の二 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付

を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者の死亡に至るまで、減額退職

年金を支給する。この場合においては、退職

年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に該当する額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とす

る。

3

前条第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金に準用する。

4 前項において準用する前条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額は、改定

前の減額退職年金の額のその算定の基礎となつた平均標準給与の年額に対する割合に、前

後の組合員期間を合算した期間の年数から改

定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期

間の年数を控除した年数一年につき百分の

一・五を加え、これを再び退職した当時の平

均標準給与の年額に乘じて得た額とする。こ

の場合には、同条第二項後段及び第三

項の規定を準用する。

5 再び退職した日において五十五歳未満であ

る者に対する前項の規定の適用については、

同項及び同項において準用する前条第二項後

段中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・

五十五歳とその再び退職した月の末日に

おけるその者の年齢との差に相当する年数」

に改める。

第六十二条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。(同条次の二項を加える。

2 第五十三条の二の規定は、前項第五号の方

年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

第三十八条の二第四項中「第三十七条の二第一項」を「第三十七条の三第五項」に改める。

第四十四条第四項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

第四十六条第一項第二号中「退職年金を受け

る権利を有していないかつた者及び再び組合員となつていた者については、「」を「減額退職年金の支給を受けていた者については、その減額退職年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金、退職年金を受ける権利を有していないかつたその他の者及び再び組合員となつていた者については、「障害年金」を「減額退職年金及び障害年金」に改める。

第四章中第五十三条の次に次の二項を加える。

(事業の委託)

第五十三条の二 組合は、前条に規定する事業の一部を農業協同組合連合会その他の農林大臣の指定する者に委託することができる。

2 前項の農林大臣の指定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該事業を行なうことができる。

第六十二条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。(同条次の二項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、毎年度、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

第七十条に次の二項を加える。

法による業務上の余裕金の運用の業務に準用する。

第七十二条第二項中「第七十条第三号」を「第七十条第一項第三号」に改める。

第七十四条第一項中「組合に対し」を「組合若しくは第五十三条の二第二項(第七十条第二項において準用する場合を含む)の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し」

に、「組合の事務所」を「組合若しくは受託者の事務所若しくは事業場」に改め、同項に次のた

だし書を加える。

ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第八十条第二項中「組合の役員」を「組合又は受託者の役員」に、「業務又は財産」を「業務若しくは財産又は受託者の当該受託に係る業務若しくは財産」に、「組合に対して」を「組合又は受託者に対して」に改める。

第八十一条第四号中「第七十条」を「第七十条第一項」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号を次のように改める。

四 旧法の平均標準給与の年額 旧法第二十一条及び第二十二条の規定の例により算定

した平均標準給与の月額の十二倍に相当する額(その額が新法第二十二条の規定の例により算定した平均標準給与の年額より少

ないとときは、その年額とする。)をいう。



昭和四十一年五月二十七日 衆議院會議錄第五十六号

## 衆議院會議錄第五十五号中正誤

一九	起過	段行誤	正
一三三	一 四 一 二	未 七 末 八	百六十六条 自民黨 都道府県 各都道府県
一三四	一 四 一 二	未 七 末 八	百五十六条 自民黨案 三木夫夫君 喜夫君

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円  
(たゞ良質紙三十分共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二四四二一(午)